

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年7月3日

岡山地方法務局 筆界特定登記官



記

筆界特定手續の表示

手續番号 令和7年第28号

対象土地 都窪郡早島町前潟字屋敷割15番1

都窪郡早島町前潟字屋敷割19番2